

公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

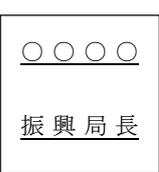
平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

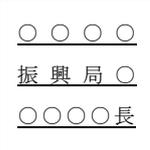
公印規程の一部を改正する訓令

公印規程（昭和30年岩手県訓令第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																										
<p>(公印及び管守機関)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 公印の印刻文字は、左横彫りとする。ただし、<u>総務室長</u>が特に必要と認めるものについては、この限りでない。</p> <p>(公印の調製等)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項に規定する公印以外の公印を調製しようとするときは、<u>法務私学課長</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>3 管守機関は、公印を調製し、又は改刻したときは、当該公印の印影を公印台帳（別記様式）に押印し、かつ所要事項を記載の上<u>法務私学課長</u>へ提出しなければならない。</p> <p>4 公印は、公印台帳を<u>法務私学課長</u>へ提出した後でなければ使用してはならない。</p> <p>(公印の廃止及び廃棄)</p> <p>第9条 管守機関は、公印を廃止したときは、その旨及び廃止年月日を<u>法務私学課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(公印の事故報告)</p> <p>第10条 管守機関は、公印に盗難、紛失その他の事故があったときは、速やかに、<u>法務私学課長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(公印台帳)</p> <p>第11条 <u>法務私学課長</u>は、公印台帳を備え、所要事項を記載して整理しなければならない。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">公 印</th> <th rowspan="2">管守機関</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>種 類</th> <th>ひな型</th> <th>大きさ（ミリメートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県印</td> <td>[略]</td> <td></td> <td><u>法務私学課長</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公 印			管守機関	備 考	種 類	ひな型	大きさ（ミリメートル）	県印	[略]		<u>法務私学課長</u>		<p>(公印及び管守機関)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 公印の印刻文字は、左横彫りとする。ただし、<u>法務学事課総括課長</u>が特に必要と認めるものについては、この限りでない。</p> <p>(公印の調製等)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 前項に規定する公印以外の公印を調製しようとするときは、<u>法務学事課総括課長</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>3 管守機関は、公印を調製し、又は改刻したときは、当該公印の印影を公印台帳（別記様式）に押印し、かつ所要事項を記載の上<u>法務学事課総括課長</u>へ提出しなければならない。</p> <p>4 公印は、公印台帳を<u>法務学事課総括課長</u>へ提出した後でなければ使用してはならない。</p> <p>(公印の廃止及び廃棄)</p> <p>第9条 管守機関は、公印を廃止したときは、その旨及び廃止年月日を<u>法務学事課総括課長</u>に通知しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(公印の事故報告)</p> <p>第10条 管守機関は、公印に盗難、紛失その他の事故があったときは、速やかに、<u>法務学事課総括課長</u>に報告しなければならない。</p> <p>(公印台帳)</p> <p>第11条 <u>法務学事課総括課長</u>は、公印台帳を備え、所要事項を記載して整理しなければならない。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">公 印</th> <th rowspan="2">管守機関</th> <th rowspan="2">備 考</th> </tr> <tr> <th>種 類</th> <th>ひな型</th> <th>大きさ（ミリメートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県印</td> <td>[略]</td> <td></td> <td><u>法務学事課総括課長</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公 印			管守機関	備 考	種 類	ひな型	大きさ（ミリメートル）	県印	[略]		<u>法務学事課総括課長</u>	
公 印			管守機関			備 考																					
種 類	ひな型	大きさ（ミリメートル）																									
県印	[略]		<u>法務私学課長</u>																								
公 印			管守機関	備 考																							
種 類	ひな型	大きさ（ミリメートル）																									
県印	[略]		<u>法務学事課総括課長</u>																								

知事印	[略]		<u>法務私学課長</u> 並びに本庁各部（ <u>総務部を除く。</u> ）の主管室課及び出納局の管理課長	
副知事印	[略]		<u>法務私学課長</u>	
本庁各部局長印	[略]		当該部の主管室課及び出納局の管理課長	
本庁各室課長等印	[略]		<u>政策推進課及び室</u> にあつては <u>室長</u> （総務を担当する課長を置かない室に限る。）又は <u>総務を担当する課長及び課長</u> （ <u>政策推進課を除く。</u> ）にあつては <u>総括課長</u> （課長の印にあつては、当該課長）	
広域振興局長又は地方振興局長の印		[略]	当該 <u>広域振興局総務部長</u> 又は当該 <u>地方振興局企画総務部長</u>	

知事印	[略]		<u>法務学事課総括課長</u> 並びに本庁各部局等の主管室課及び出納局の管理課長	
副知事印	[略]		<u>法務学事課総括課長</u>	
本庁各部局長印	[略]		当該 <u>部局等の主管室課</u> 及び出納局の管理課長	
本庁各室課長等印	[略]		室にあつては <u>総務を担当する課長</u> （総務を担当する課長を置かない室にあつては、 <u>室長</u> ） <u>課</u> にあつては <u>総括課長</u> （課長の印にあつては、当該課長）	
広域振興局長印		[略]	当該 <u>広域振興局の経営企画部長</u> （ <u>県南広域振興局にあつては、総務部長</u> ）	

<u>広域振興局部長等又は地方振興局部長等の印</u>		[略]	<u>当該広域振興局又は当該地方振興局の部長等</u>	
<u>広域振興局又は地方振興局以外の出先機関の長等印</u>	(広域振興局又は地方振興局以外の出先機関名) 長	[略]	<u>広域振興局又は地方振興局以外の出先機関の長</u>	
[略]				
<u>広域振興局部長等印</u>		[略]	<u>当該広域振興局部長等</u>	
<u>広域振興局以外の出先機関の長等印</u>	(広域振興局以外の出先機関名等) 長	[略]	<u>当該広域振興局以外の出先機関の長等</u>	
[略]				

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。